

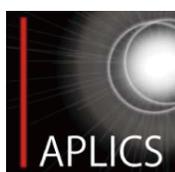
新PL研究 6号

The Journal of New Product Liability
No.6 2021

取扱説明書のあるべき姿 -判例を手懸りに研究する-

What should the instruction manual be -Study from judgments in Japan-

大羽 宏一
Oba Hirokazu



一般社団法人 PL研究学会

Association for Product Liability & Consumer Safety Studies
Since April 1st.2015

aplics.org

一般論文

取扱説明書のあるべき姿

—判例を手懸りに研究する—

大羽 宏一¹

概要：昔の製品はその製品の使用者（消費者を含む）からみて簡単に使用することができたことから、その製品の取扱に関し製造業者側が詳細に説明するまでもなかったといえよう。

しかし、近年は工業的に大量生産された製品が一般的になってきており、また製品の独自性や利便性を高めるために複雑な機能を有する製品も多くなってきているといえよう。一方、利用者層は変化してきており、高齢者や外国人が増加してきている状況にある。そのため、すべての利用者に製品の適切な使用方法を伝達し、製品事故の抑止につなげることが一層求められるようになってきている。特に、従来に存在しないような新しい機能を持つ製品を市場に置くことを計画した場合は、取扱説明書（警告表示を含む）の記述は製造業者内で十分に研究されなければならないだろう。

そこで、ここで製造物責任法の歴史的発展を振り返りながら、わが国の裁判例を研究し、製造業者として、取扱説明書（警告表示を含む）をどのように記述するべきかを研究することとしたい。

キーワード：製造物責任，取扱説明書，裁判例

What should the instruction manual be

— Study from judgments in Japan —

Oba Hirokazu

Abstract : Many of the products of a long time ago were easy to use from the viewpoint of the users (including consumers) of the products, so the manufacturer did not explain in detail about the handling of the products.

However, in recent years, industrially mass-produced products have been distributed in the market, and many products have complicated functions. Furthermore, in Japan, the number of elderly people and foreigners is increasing. Therefore, it is becoming more and more necessary to inform all users of the proper usage of products and to prevent product accidents. In particular, when a product with new functions that has never existed before is supplied to the market, the description of the instruction manuals (including the warning sign on the product itself) must be thoroughly researched within manufacturer.

Therefore, while looking back on the historical development of the Product Liability Law, I would like to observe the judgments in Japan and study how manufacturer should write instruction manuals to prevent product accidents.

Keywords : Product Liability, Instruction manual, Judgments

2021年6月30日採択

1 大分大学名誉教授、尚絅大学名誉教授、(社)PL研究会会長

1 はじめに

一昔前の製品はその製品の使用者（消費者を含む）側からみて簡単に使用できるものが多かったことから、その製品の取扱に関し製造業者側が詳細に説明するまでもなかったといえよう。

しかし、近年は工業的に大量生産された製品が一般的になってきており、また製品の独自性や利便性を高めるために複雑な機能を有する製品も多くなってきている。その一方、利用者層は変化してきており、高齢者や外国人が増加してきている状況にある。そのため、すべての利用者に製品の適切な使用方法を伝達し、製品事故の抑止につなげることが一層求められるようになってきている。特に、従来に存在しないような新しい機能を持つ製品を市場に流通させる計画をした場合は、事前に取扱説明書（製品本体の警告表示を含む）の記述について製造業者内で十分に研究されなければならないだろう。

そのため、製造物責任法を導入すべきと提言した国民生活審議会消費者政策部会報告²は事業者の在り方として、「製品の高度化・多様化に伴い、消費者にとっては製品に関する新たな知識の習得が不可欠なものが増えてきていること、今後国際化や高齢化がさらに進展すると見込まれることなどを考えると、製品自体の特性及び取扱上の注意に関する情報を消費者へ適切に提供することがこれまで以上に重要である」としている。また、同報告は消費者の役割としては、「使用段階においては、表示・取扱説明書をよく読み、製品の使用目的・性能等を確認し、非常識な使用をしないようにするとともに、製品の保守・点検をこまめに行うことが必要である」としている。

同報告などを踏まえ、平成6年6月に製造物責任法が可決成立しているが、衆参の商工委員

会での審議にあたり、法案に盛り込めなかったものについていくつかの附帯決議がなされている。このうち取扱説明書の関連については参議院の附帯決議で、「製品被害の未然防止を図るため、製造者が添付する製品取扱説明書及び警告表示について適切かつ理解しやすいものとなるようにするとともに、消費者の安全に係る教育、啓発に努めること。」³が決定されており、これは前記した同報告と同じ趣旨といえることができよう。

なお、筆者はわが国の製造業者がアメリカ合衆国に輸出した製品の製造物責任事故予防を目的として「警告文」の研究⁴を執筆しているが、本稿ではわが国の近時の裁判例を基礎に、製造業者からみて取扱説明書（製品本体の警告表示を含む）はどのように作成すべきかを研究することとしたい。

2 製造物責任法の発展と取扱説明書のあり方

(1) 製造物責任法のアメリカ合衆国での発展

製造物責任法は産業革命後の英国のコモンローを母体として19世紀以降判例が積み重ねられ、それがアメリカ合衆国の各州に継承され、さらに発展し、不法行為法の大きな体系を形成したといえよう。

19世紀には英米法の伝統的な不法行為法理論は、「契約関係」(privity of contract)のない者に対しては過失責任を負わないというものであった。1842年英国でのウィンターボトム事件⁵は郵便馬車に欠陥があったとして負傷した御者が販売業者を訴えたのに関し、販売業者は契約の当事者である郵政長官に対して注意義務を負うものの御者に対しては負わないこととしている。

この契約関係の考え方はアメリカに引継がれた

2 国民生活審議会消費者政策部会「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」平成5年12月。

3 参議院商工委員会「製造物責任法案に対する附帯決議」平成6年6月22日。

4 大羽宏一「警告文」の研究」NBL402、1988年、pp6-11。

5 Winterbottom v. Wright, 15 Eng.Rep.402(1842).

が、1852年のトーマス事件⁶では毒薬のビンに植物エキスのラベルを貼付したビンが転売され原告が服用してしまった事案について、明白で本来的に危険な物（例えば、爆発物、可燃物、毒、薬品）に関しては契約関係のない者に直接に責任を負わせることができることとした。これにより伝統的な契約関係は崩れる糸口となったといえよう。これを発展させたのはマックファーソン事件⁷である。原告が自動車のディーラーから購入した車を運転中に木製の車両スポークが壊れ転覆し、負傷した事案である。原告は契約関係のないビュイック社の過失を訴えたが、判事はトーマス事件の判決を拡大し、明白で本来的に危険な物に限らず、「生命と身体を危険に陥れることが相当に確実であるような物であるとすれば、それは危険物である」と認め、このような危険な物については、契約関係のない者に対しても直接に責任追及できることとし、過失責任に契約関係がなければならぬという制約を排除している。

次に英米法では、契約関係を前提とする責任追及の方法として、保証違反がある。売主は買主に対し製品の品質から生ずる明示または黙示の保証責任を負っているが、これに対する違反を根拠に損害賠償を請求するものである。明示の保証違反に関するリーディングケースとしては、バクスター事件⁸がある。1930年の頃、フォード車は風防について「決して割れない」と風防の安全性をパンフレットに謳い営業推進していたが、本件は原告が運転していた時に小石が跳ね片目を失明した事案であった。判決ではフォード社は購入者に対し宣伝文によって明示の保証をしているとし、原告勝訴としている。このような

安全を保証するような文言は禁物であることを銘記すべきであろう。

さらに、アメリカの製造物責任法判例は保証違反の理論を発展させて、1963年のグリーンマン事件⁹判決においてカリフォルニア州最高裁は厳格責任の法理論を導入することとした。この厳格責任により、製品による事故について原告は製造業者側の過失を立証することなく、製品の欠陥を立証することで損害賠償請求ができることとなり、原告側の立証の負担軽減が図られることとなった。この事案は原告が妻からプレゼントされた電動工具を使用中に木片が機械から急に飛び出し、前頭部を負傷したものである。この事件の判決文では、原告が負傷したのはその設計および製造上の欠陥によるものであり、それを立証すれば足りるとしている（この法理論はわが国の製造物責任法と類似しているということができよう）。

(2) リステイトメント¹⁰・サードによる欠陥の類型

前述したグリーンマン事件で確立された厳格責任の法理論は、その後多くの州で認められることとなってきたが、アメリカでは統一的な製造物責任法が存在しないことから各州の判例動向の観察が大事だといえることができる。そのため、各州の判例の集大成が求められているが、ヘンダーソン教授とツワスキー教授が中心となり、製造物責任法に関し、1964年に作成されたリステイトメント・セカンドの改訂版として、リステイトメント・サード¹¹が1998年に編纂されている。

そして、このリステイトメント・サードでは、第

6 Thomas v. Winchester, 6 N.Y. 397 (1852).

7 MacPherson v. Buick Motor Co., 217 N.Y. 382, 111 N.E. 1050 (1916).

8 Baxter v. Ford Motor Co., 168 Wash. 456, 12 P.2d 409 (1932).

9 Greenman v. Yuba Power Products, Inc., 59 Cal.2d 57, 27 Cal.Reptr. 697, 377 P.2d 897 (1963).

10 Restatement とは、「法の再表現」と一般に翻訳されている。アメリカの各州の判例の趨勢を分析、整理したうえ、その平均値と目されるところにしたがって、法の現状を条文形式で叙述し、それにコメントと注釈を付したものである（山口正久訳『米国第3次不法行為法リステイトメント製造物責任法』木鐸社、2001年、p4.）。

11 山口正久訳、森島昭夫監訳『米国第3次不法行為法リステイトメント製造物責任法』木鐸社、2001年。

2条で製品の欠陥の類型として、次のように3分類を行っている¹²。現にアメリカの製造物責任事案の判例を読むかぎりでは、この3分類のいずれかに当てはまるということができよう。

- a 製品が意図された設計から逸脱している場合には、その製品は製造上の欠陥を含む。
- b 合理的な代替設計を採用しておれば、その製品がもたらす被害の予見可能なリスクを減少または回避することができた場合で、かつその代替設計を採用しなかったことがその製品を合理的に安全なものにしなかった場合には、その製品に設計上の欠陥がある。
- c 合理的な指示もしくは警告¹³を施していれば、その製品がもたらす被害の予見可能なリスクを減少または回避することができた場合で、かつその指示もしくは警告を施さなかったことが製品を合理的に安全なものにしなかった場合には、その製品には指示もしくは警告上の欠陥がある。

(3) わが国の製造物責任法の欠陥の類型

前述したようにアメリカでの判例を分析すれば、製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥、の3類型に分類することができる。一方、わが国ではアメリカのように製造物責任に関し多くの判例が堆積されているわけでもないことから、このような3類型は採られず、製造物責任法第2条第2項では、「欠陥」とは、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該

製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」としている。欠陥概念については、裁判規範であると同時に製造業者、消費者それぞれにとって行為規範としても機能するものであることから欠陥概念を可能な限り具体的に明確化することが望ましいと考えられていた¹⁴が、結局、ECの理事会指令なども勘案し、現行法の文言になったとされている。

前述したわが国の欠陥の定義（通常有すべき安全性を欠いていること）の書きぶりからすれば、「事故発生原因そのものよりも製品の性状に着目するもの」¹⁵であることから、本来であれば裁判の争点もそのようなものでなければならぬと思われるが、実際の事案では後述するように事故発生原因が争われているものが多いといえよう。

製品の機能がますます高度化されていく現状に鑑み、誤使用に関連する事故をどのように防止していくかが問われることから、今後は取扱説明書の記述や警告表示の妥当性が欠陥の判断にあたり、重要な考慮事情となるということも指摘されている¹⁶。したがって製造業者としては、製品を市場に供給する際には、事故の予防も考慮に入れて、取扱説明書（製品本体の警告表示を含む）の記述内容には十分に研究をしなければならないと考えられよう。

3 わが国の裁判で判示された指示・警告について

現在では製品は単体では存在するものは多くなく、多くの製品について取扱説明書やその他の表示（例えば食品には、原材料名、栄養成分表示や賞味期限表示など）が添付されており、

12 前掲山口正久、pp44—45。

13 ここにいう「指示」とは、安全に使用および消費する仕方を伝えるものであり、「警告」とは使用者および消費者が使用もしくは消費中の適切な行為により、またときに使用もしくは消費しないようにすることによって、被害を予防できるよう、製品リスクの存在および性格について注意を喚起するものである（前掲山口正久、pp63-65）。

14 前掲、国民生活審議会消費者政策部会。

15 伊藤崇『製造物責任における欠陥の主張立証の実務』民事法研究会、P280、平成27年。

16 升田純『詳解製造物責任法』商事法務研究会、平成9年、pp336 - 337。

また製品本体にも警告表示が貼付されているものもある。

つまりは製品に独自性や利便性を追求した結果、より複雑な機能を有する製品が多くなったことで、それとトレード・オフの関係で製品の取扱説明書(一般的には冊子体)を一体として付し、その手順によって操作しないと十分な機能が発揮できない製品も多くなったということであると思われる。また使い方を誤れば被害が発生するような製品もありうることから、そのような製品に関しては取扱説明書に警告表示を行うことが求められよう。さらに重篤な被害が発生するような場合は、取扱説明書のみではなく、本体にも警告表示を貼付しなければならないということができよう。

製品の表示・警告(ここでいう取扱説明書と警告表示)についての機能は、宣伝機能、製品内容特定機能、使用方法教示機能、危険性告知機能、品質保証機能、製造業者免責機能などがあるとの分析がある¹⁷が、このうち利用者に危険性を情報提供することの危険性告知機能は大切などころであることについては的を射ていると考えられよう。

以下に裁判例の分析をしたうえで、製造業者としてどのように取扱説明書を作成し、製品に対して指示・警告すべきかを考察したい。

(1) ガス湯沸器の設置業者に過失があるとされた事案¹⁸

本件は製造物責任法の制定前の事案であるが、ガス湯沸器の設置業者が排気筒を取り付けないで利用する場合の危険性や事故防止のために取るべき換気などを利用者に告げず、かえって排気筒なしでも使用しても心配はないと告げたために入浴した妻が一酸化ガス中毒で倒れ、また

早産をすることになったものである。本件判決文では、「十分な換気方法を講じないで本件湯沸器を使用することは危険である旨警告するとか、本件湯沸器を使用するには換気措置を講じるよう指示するとかすることがなかった」とし設置業者の過失を認めている。取扱説明書は原告に提供されているが、これは原告の読めないフランス語で書かれたものであったことも明らかになっている。

この事件は昭和41年に発生しているが、裁判では「危険である旨警告する」「換気措置を講じるよう指示する」という言葉が使われており、事業者の指示・警告に関する責任が明確に判示されている。この事件の反省に立ち業界で湯沸器の指示・警告方法を研究しておけば、2006年に判明したガス瞬間湯沸器一酸化中毒事件(パロマ工業製のガス瞬間湯沸器で一酸化ガス中毒事故が多数発生していた事件)¹⁹はなかっただろうとも考えられよう。

(2) カビ取り剤の製造業者に警告上の過失を認めた事案²⁰

本件はいわゆるジョンソンカビキラー事件として報道された事件で、これも製造物責任法の制定前の事案である。家庭の主婦が家庭用のカビ取り剤の飛沫により慢性気管支炎等に罹患したとして訴えたものである。本件について、昭和63年に定められた家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会の自主基準は、容器として薬液の飛沫しにくいタイプ(例えば泡タイプ)とすることとしていることから、容器として泡タイプのものを採用すべきであったとし、被告の過失を認めている。

さらにカビキラーと同じ成分を有しアメリカで販売されているカビ取り剤タイレックスには、製品の外箱に呼吸に影響を及ぼした場合の処置や

17 前掲、升田純、pp413-420。

18 東京地裁昭和45年8月31日、判例時報617号74頁。

19 大羽宏一『消費者庁誕生で企業対応はこう変わる』日本経済新聞出版社、2009年、pp31-34。

20 東京地裁平成3年3月28日、判例時報1381号21頁。

心臓病や喘息のような慢性呼吸器障害等の人は使用してはならないなどに関する記載があるが、日本で発売されていたカビキラーの外箱にはそのような記載はなく、また、カビキラーの外箱に記載される説明、注意書きの内容も販売開始後に変更され、これも被告の注意義務の懈怠の有無を考慮する参考となると判示している。警告上の過失が認められた事案といえよう。

(3) 耐熱性の食器の取扱説明書の表示が欠陥とされた事案²¹

小学生が給食の際に食器を床に落としてことで、飛び散った破片で右目を負傷した事案である。この食器の取扱説明書には、陶磁器のような外観を有しており、しかも落下や衝撃にも強いものであることを強調（「丈夫で割れにくい」と記載）しているが、その一方通常の陶磁器に比べ危険性の高い割れ方をすることについては特段の記述がないことが判明している。この製品に関しては、裁判では設計上の欠陥は認められていないが、割れた場合の破片の形状や飛散状況から生じる危険性があることを取扱説明書に明記すべきとして、十分な表示をしなかったことについて、通常有すべき安全性を欠いているとして、欠陥があると判示している。

「割れた場合に危険性があること」はマイナス情報であることから、営業部門からすれば書かないでほしいという願いはあると思われるが、裁判では割れた場合の危険性を明示しておかなければならないとしていることから、これについては念頭に置かなければならない。

(4) ピアノ用防虫防錆剤に設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥を認めた事案²²

本件は、ピアノ用防虫防錆剤を委託によって製

造し、委託した事業者が販売した後に購入者からクレームが寄せられたことから、委託した事業者が委託先の製造業者に対し、クレーム対処などのために被った費用等を製造物責任法に従い損害賠償請求したものであり、いわゆる BtoB の案件であるといえよう。

裁判では、アップライトピアノの内部に吊り下げて使用される防虫防錆剤の原料ソルビットは吸湿性が強く溶けて液状化するが、これに対し設計段階でこれを防止する工夫を施した形跡はうかがわれないことから設計上の欠陥があるとし、また水に溶けやすい特性に関し、事故を防止・回避するに適切な情報を与えていなかったことから、指示・警告上の欠陥もあると判示している。

(5) 動物駆逐用花火の手指欠損などの事故で指示・警告上の欠陥を認めた事案²³

野外でキャンプをしていた人がクマ避けのために動物駆逐用の花火を使用したところ右手内で爆発し、右手指を欠損し、また聴力障害を負った事案である。

裁判では、消費者が不適切な使用をしないように十分な警告をすべきとし、指示・警告上の欠陥を認めている。花火については実際には点火しているにもかかわらず、点火できなかったのではないかと疑う使用者は存在するし、この花火は煙火従業者手帳の所持は求められていないことから考慮すれば、点火確認後直ちに投げるよう注意を促すだけでは足りず、点火の確認ができなくても直ちに投げるように警告すべきであったと判示している。

花火の取扱説明書や警告表示については、どのように記述すべきかを業界での再検討が求められよう。

21 奈良地裁平成 15 年 10 月 8 日、判例時報 1840 号 49 頁。

22 東京地裁平成 16 年 3 月 23 日、判例時報 1908 号 143 頁。

23 土庫澄子『逐条講義製造物責任法第 2 版』勁草書房、2018 年、pp66 - 67。

(6) カプセル玩具により幼児が低酸素症となった事案²⁴

カプセル入り玩具のカプセルで遊んでいた幼児(2歳10か月)がそれにより喉をつまらせ低酸素症になり後遺障害が発生した事案である。製造業者側はカプセル自体が玩具として遊びに使われることは意図していなかったかも知れないが、三歳未満の幼児の最大開口径は約40ミリで、本件カプセルの直径も同様であった。裁判では、幼児の口に入る危険性があったと認められることから、カプセルには穴を空けるなどの措置を講ずるべきであったのに、これをしていないことから設計上の安全性を欠いていると判示している。また表示上の欠陥についてはこれを判断するまでもなく、カプセルは欠陥があったとしていたことから、指示・警告上の欠陥については判断を避けている。しかしながら、この種の幼児用の玩具などについては、だれに向けた取扱説明書を記述するのが望ましいのかを今後業界で研究されるべきであろう。

本件の事故は自宅内で母親のいる前で発生していることから、事故防止に関する注意義務を果たしたといえないことから、原告の請求に対し7割の過失相殺を行っている。

なお、本件の事故の後、カプセルには穴を空ける形状になったと聞いている。

(7) 自転車のペダル軸の設計上の欠陥を否定し、販売店に対する指示・警告上の欠陥を認めた事案²⁵

5歳児が自転車で遊んでいたところ、ペダル軸から飛び出していたバリに接触して膝を負傷した事案である。裁判では、製造業者に製造上の欠陥、設計上の欠陥は認めていないが、組立をした販売店に対する指示・警告上の欠陥を認めて

いる。つまり、製造業者は販売店に対する組立マニュアルの記述にあたり、ペダルを取り付ける場合の締め付けトルクを定める際に、締め付け過ぎによるバリの発生の危険について注意を促したり、点検の時にバリを除去するようにするなどの指示・警告をするべきであったとしている。

本件は、指示・警告の相手が利用者(消費者)ではなく、組立作業を実施する販売店である事例である。

(8) 抗がん剤による副作用が発生した事案²⁶

抗がん剤イレッサを投与後、死亡した患者らの親族が、間質性肺炎に罹患するという副作用被害を製薬会社に対し訴えた事案であるが、最高裁は、「医薬品は人体にとって本来異物であるという性質上、有害な副作用が生ずることを避けがたい特性があり、副作用の存在をもって直ちに欠陥であるということとはできないとしている」とし、その一方使用のための副作用の情報(製薬会社の添付文書に記述)が使用者の医師に適切に与えられているかが、欠陥(指示・警告上の欠陥)を判断する考慮事情となるとしている。そして本件医薬品の輸入承認時点では、間質性肺炎の死亡症例はなかったことから、添付文書には特に「警告」欄は設けず、医師等の情報提供の目的のため、「使用上の注意」欄の「重大な副作用」欄の4番目に間質性肺炎について記述している。最高裁はこのような状況を総合的に考慮して、指示・警告上の欠陥はないと判示している。

24 鹿児島地裁平成20年5月20日、判例時報2015号116頁。

25 広島地裁平成16年7月6日、判例時報1868号101頁。

26 最高裁平成25年4月12日、判例時報2189号53頁。

(9) 洗剤で作業員が硫化水素中毒となったが、警告がなくても欠陥はなかった事案²⁷

ビル排水管の清掃のため洗剤を使った作業員が誤使用により中毒となった事案について、裁判所は製品に関する指示・警告等の情報をラベルや取扱説明書に記載するに当たっては通常予見することのできる範囲の誤使用や合理的に予見することができる範囲の誤使用によって生じる危険についてはこれを考慮することが必要であるもののその程度の記載があれば足りるとし、通常の使用方法からかけ離れた誤使用についての記述は不必要とし、製造業者は責任を負わないことを判示している。

4 まとめ - 製品の安全利用のための取扱説明書(製品本体の警告表示を含む)のあり方

製品事故があったときに、事後的にその内容を分析した場合、その原因は単一なものではなく複雑な要因が重なり合っていることが多いと考えることができる。その意味で、設計上の欠陥と指示・警告上の欠陥が重複し、責任ありとされる事案は一定数あるだろう(例えば、前述のものでは(4)ピアノ用防虫防錆剤の事案)。

しかしながら、より複雑な機能を有する製品が多くなっていることから考慮すれば、製品販売時に、取扱説明書を必ず購入者に説明し、操作手順を理解してもらい、また使い方を誤れば被害が発生するような製品の場合はその旨をきちんと伝達しないといけないだろう。さらに重篤な被害が発生するような場合は、取扱説明書の記述のみではなく、本体にも警告表示を貼付しなければならないことは当然であろう。

そこで取扱説明書(警告表示を含む)のあり方はこれからも一層研究が求められよう。

製造業者として取扱説明書(製品本体の警告

表示を含む)の記述に関しては下記の諸点について念頭に置き、作成することが必要だろう。

- ① すべての製品の使用環境や使用状況を再考し、適切な記述を心がける。
- ② 過去の事故から、誤使用、異常使用の有無を確認し、事故防止策を対処する。
- ③ 高齢者や外国人に対しては使用上の課題はないか、顧客対応窓口からも聞き取りをする。
- ④ 同業他社での事故があれば事故の原因を共有し、同業団体で事故防止のための自主基準などの作成を考慮する。
- ⑤ 中古製品の増加に対しどのように対応していくのか、社内で検討する。

今後、引き続き研究を行っていきたいと考えている。

参考文献

- ・山口正久訳『米国第3次不法行為法 リステイトメント製造物責任法』木鐸社 2001年
- ・伊藤 崇『製造物責任法における欠陥の主張立証の実務』民事法研究会 平成27年
- ・升田 純『詳解 製造物責任法』商事法務研究会 平成9年
- ・大羽宏一『消費者庁誕生で企業対応はこう変わる』日本経済新聞出版社 2009年
- ・土庫澄子『逐条講義 製造物責任法第2版』勁草書房 2018年

27 東京地裁平成23年1月17日、消費者庁データ(製造物責任法に基づく訴訟情報収集)の207。

新 PL 研究

The Journal of New Product Liability

第 6 号 2021 年 7 月 16 日

編集 一般社団法人 PL 研究学会 学会誌編集委員会

発行 一般社団法人 PL 研究学会

本 部 〒173-0013 東京都板橋区氷川町47-4
アビタシオンK 1F(TDN内)

事務局 〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町35-28
電話:050-6865-5180 FAX:022-247-8042

©2021 一般社団法人 PL 研究学会

転記転載に際しては事務局にご連絡し正規の手続きをお願いします。